

## 上代文献における「託」と「憑」の分布

藤崎, 祐二  
九州大学大学院人文科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1518329>

---

出版情報 : 文献探究. 52, pp.42-53, 2014-03-31. 文献探究の会  
バージョン :  
権利関係 :

# 上代文献における「託」と「憑」の分布

藤崎祐二

## 一 はじめに

拙稿「上代における「託」の訓に関する一考察」（『語文研究』第百十六号・二〇一三年十二月）では、上代の文献から検出した「託」と「憑」の用例を考察し、「託」を憑依の意味で使用することが、漢籍よりも上代日本においてより顕著であること、及び「憑」を憑依の意味で使用することは、上代日本よりも漢籍においてより顕著であることを指摘した。しかし、紙幅の関係上、収集した用例の全てを掲げることができなかったため、本稿において紹介することとした。

本稿では、『古事記』『風土記』『日本書紀』『万葉集』『続日本紀』『日本国現報善惡靈異記』の六作品から、漢籍において同義的に使用されること多い「託」と「憑」の用例をとりあげ、上代の文献における分布を概観できるようにする。『続日本紀』の本文は新日本古典文学大系（岩波書店）に拠り、その他の作品は新編日本古典文学全集（小学館）に拠った。用例は、作品ごとに、【託】・【憑】の順番で掲げ、用例が無い場合は「無し」と記した。右側に漢文を掲げ、左側に訓読文を掲げた。それぞれの末尾には、所出の頁数と行数を算用数字で、「」内に示した。数冊に跨る場合は、頁数の前に巻数を

付した。例えば〔<sup>②</sup>23・12〕とある場合は、「一冊目の二十三頁十二行目」を示す。

## 二 各作品の用例

### ◆『古事記』

【託】無し

【憑】無し

### ◆『風土記』

【託】三例

①安師里。<sup>土中</sup>右、称安師者、倭穴无神々戸託仕奉。故号穴師。（『播

磨国風土記』飴磨の郡）〔42・9〕

安師の里。土は中の中。右、安師と称ふは、倭の穴无の神の神戸と託きて仕へ奉る。故れ、穴師と号く。〔43・9〕

②所謂石神者、即是、多伎都比古命之御託。当早乞雨時、必合零也。（『出雲国風土記』楯縫の郡）〔202・8〕

謂はゆる石神は、すなはち是れ、多伎都比古の命の御託なり。早に

當りて雨を乞ふ時は、必ず零らしめたまふ。〔203・4〕

③日倉社 井草社 深野社 託和社 (『出雲国風土記』飯石の郡)〔244・1〕

日倉の社 井草の社 深野の社 託和の社 〔244・18〕

④遊託山。郡家正南卅七里。(『出雲国風土記』仁多の郡)〔254・3〕

遊託山。郡家の正南卅七里なり。〔255・1〕

⑤阿伊川。源出郡家正南卅七里遊託山、北流入斐伊河上。(『出雲国

風土記』仁多の郡)〔256・10〕

阿伊川。源は郡家の正南卅七里なる遊託山より出で、北へ流れて斐伊河の上に入る。〔257・9〕

⑥通備後国惠宗郡堺遊託山、卅七里。(『出雲風土記』仁多の郡)〔258・6〕

備後の国惠宗の郡との堺なる遊託山に通ふは、卅七里なり。〔259・6〕

⑦一道、南卅八里一百廿一步、至備後国堺遊託山。(『出雲国風土記』

卷末記)〔274・5〕

一この道は、南へ卅八里一百廿一步にして、備後の国との堺なる遊託山に至る。〔275・4〕

▼拙稿「上代における「託」の訓に関する一考察」において、『風土記』の「託」の用例は①～③の三例としたが、訂正して新たに④～⑦の用例を加える。なお、④～⑦は、いずれも同一の地名であるので、名詞に使われている以外は、すべて憑依に関連する用例であるという点は変わらない。

【憑】無し

### ◆『日本書紀』

【託】十六例

①故以天照大神託豊鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬。(卷

五・崇神天皇六年)〔270・3〕

故天照大神を以ちて豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、仍り磯堅城の神籬を立く。〔271・2〕

②亦以日本大国魂神託淳名城入姫命令祭。然淳名城入姫髮落体瘦而不能祭。(卷五・崇神天皇六年)〔270・5〕

亦日本大国魂神を以ちて淳名城入姫命に託け祭らしむ。然るに淳

名城入姫、髮落ち体瘦せて祭ること能はず。〔271・4〕

③玉菱鎮石。出雲人祭、真種之甘美鏡。押羽振、甘美御神、底宝御宝主。山河之水泳御魂、静挂甘美御神、底宝御宝主也。是非似小兒

之言。若有託言乎。(卷五・崇神天皇六〇年七月)〔292・9〕

『玉菱鎮石。出雲人の祭る、真種の甘美鏡。押し羽振る、甘美御神、底宝御宝主。山河の水泳の御魂、静挂かる甘美御神、底宝御宝主。妻、此には毛と云ふ』とまをす。是、小兒の言に似らず。若し託言

に有らむか』とまをす。〔293・8〕

④三月丁亥朔丙申、離天照大神於豊稻入姫命、託于倭姫命。(卷六・

垂仁天皇二五年三月)〔318・7〕

三月の丁亥の朔にして丙申に、天照大神を豊稻入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。〔319・9〕

⑤秋九月乙亥朔己卯、詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰、天皇

何憂熊襲之不服。(卷八・仲哀天皇八年九月) [410・1]

秋九月の乙亥の朔にして己卯に、群臣に詔して、熊襲を討たむことを議らしめたまふ。時に神有して、皇后に託りて誨へまつりて曰はく、「天皇、何ぞ熊襲の服はざることを憂へたまふ。」 [410・16]

⑥時神亦託皇后曰、如天津水影押伏而我所見国、何謂無国、以誹謗我言。(卷八・仲哀天皇八年九月) [410・11]

時に神、亦皇后に託りて曰はく、「天つ水影如す押伏せて我が見る国を、何ぞ国無しと謂ひて、我が言を誹謗りたまふ。」 [411・15]

⑦一云、足仲彦天皇居筑紫檀日宮。是有神、託沙麿県主祖内避高国避高松屋種、以誨天皇曰、(卷九・神功皇后撰政前紀) [432・4]

一に云はく、足仲彦天皇、筑紫の檀日宮に居します。是に神有して、沙麿県主が祖内避高国避高松屋種に託りて、天皇に誨へて曰はく、 [433・3]

⑧便復曰、琴将来以進于皇后。則随神言、而皇后撫琴。於是神託皇后以誨之曰、(卷九・神功皇后撰政前紀) [432・6]

便ち復曰はく、「琴將ち来て、皇后に進れ」とのたまふ。則ち神言に随ひて、皇后、琴撫きたまふ。是に神、皇后に託りて誨へて曰はく、 [433・6]

⑨一云、沙至比跪知天皇怒、不敢公還。乃自竄伏。其妹有幸於皇宮者。

比跪密遣使人、問天皇怒解不。妹乃託夢言、今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云、比跪何敢来。妹以皇言報之。比跪知不免、入石穴而死也。

(卷九・神功皇后撰政六二年) [464・2]

一に云はく、沙至比跪、天皇の怒を知り、敢へて公に還らず。乃ち自ら竄伏る。其の妹、皇宮に幸ること有り。比跪、密に使人

を遣して、天皇の怒解くるや不やを問はしむ。妹乃ち夢に託けて言さく、「今夜の夢に沙至比跪を見たり」とまをす。天皇大きに怒りて云はく、「比跪、何ぞ敢へて来たれる」とのたまふ。妹、皇言を以ちて報す。比跪、免るましじきを知りて、石穴に入りて死ぬと云ふ。 [465・11]

⑩時居嶋伊弉諾神、託祝曰、不堪血臭矣。因以卜之。兆云、悪飼部等黥之氣。故自是後、頓絶以不黥飼部而止之。(卷十二・履中天皇五年九月) [90・4]

時に島に居します伊弉諾神、祝に託りて曰はく、「血の臭きに堪はず」とのたまふ。因りて卜ふ。兆に云はく、「飼部等が黥の氣を悪む」といふ。故、是より後、頓絶に飼部を黥せずして止む。 [91・4]

⑪集聚百济所貢今来才伎於大嶋中、託称候風、淹留数月。(卷十四・雄略天皇七年是歳) [172・6]

百济の貢れる今来の才伎を大島の中に集聚へ、候風ふと称ふに託けて、淹留れること月を数ふ。 [173・7]

⑫其南加羅菴爾狹小、不能卒備、不知所託。由是見亡。(卷十九・欽明天皇二年四月) [370・6]

其の南加羅は、菴爾狹小にして、卒に備ふること能はずして、託く所を知らずありき。是に由りて亡されたるなり。 [371・7]

⑬祝者迺託神語報曰、屈請建邦之神、往救将亡之主、必当国家謚靖、人物又安。(卷十九・欽明天皇十六年二月) [438・2]

祝者、迺ち神語に託けて報して曰さく、「邦を建てし神を屈請して、往きて亡びなむとする主を救はば、必ず国家謚靖に、人物又安なら

む』とまをす。〔438・16〕

⑭巫覡等遂託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少。(卷二

十四・皇極天皇三年七月) 〔92・15〕

巫覡等、遂に詐きて神語に託せて曰く、「常世の神を祭らば、貧しき

人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」といふ。〔93・16〕

⑮復有奴婢、欺主貧困、自託勢家求活。勢家仍強留買、不送本主者多。

(卷二十五・孝德天皇大化二年三月) 〔152・9〕

復奴婢有りて、主の貧困めるを欺きて、自ら勢家に託きて活を求む。勢家、仍りて強に留め買ひて、本主に送りざる者多し。〔153・12〕

⑯其四曰託基皇女。(卷二十九・天武天皇下二年二月) 〔350・2〕

其の四を託基皇女と曰す。〔350・15〕

▼β群(主に日本人が担当したとされる巻々)に属する①～⑩の内、

⑨を除く全てが憑依に関連する用例であったのに対し、α群(主に渡来唐人が担当したとされる巻々)に属する⑪～⑮には、憑依に関連する用例はみられなかった。⑯は固有名詞である。

### 【憑】五例

①而火処焼、覆槽置覆槽 此 頭神明之憑談 云歌牟鵜可梨。頭神明之憑談。(卷一・神代上)

〔76・11〕

火処焼ほところやき、覆槽置おほくわせ、覆槽おほくわ。此には于該と云ふ。頭神明之憑談かむむがかりす。頭神明之憑談かむむがかり。此には歌牟鵜可梨と云ふ。〔77・13〕

②是時神明憑倭迹迹日百襲姫命曰、天皇何憂国之不治也。若能敬祭我

者、必当自平矣。(卷五・崇神天皇七年二月) 〔270・11〕

是の時に、神明、倭迹迹日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ国の治らざることを憂へたまふや。若し能く我を敬ひ祭りたまはば、必当自平ぎなむ」とのたまふ。〔271・13〕

③所宝惟賢、為善最樂。聖化憑茲遠扇、玄功藉此長懸。(卷十七・繼体天皇七年十二月) 〔304・8〕

宝とする所は惟賢にして、善を為すを最も樂しむ。聖化、茲に憑りて遠く扇ぎ、玄功、此に藉りて長く懸れり。〔305・6〕

④嗟、夫磐井西戎之奸猾。負川阻而不庭、憑山峻而称乱。(卷十七・繼体天皇二十一年八月) 〔310・13〕

嗟、夫れ磐井は西戎の奸猾なり。川の阻を負みて庭らず、山の峻に憑りて乱を称す。〔311・16〕

⑤依憑天皇之德、冀報考王之讎。若垂哀憐、多賜兵革、雪垢復讎、臣之願也。(卷十九・欽明天皇十六年二月) 〔436・4〕

天皇の德に依憑りて、冀はくは、考王の讎を報いむことを。若し哀憐を垂れて、多く兵革を賜はば、垢を雪め讎を復いむこと、臣が願なり。〔437・4〕

▼①・②は憑依に関連する用例であり、③～⑤は憑依とは関連のない用例である。

①については、「頭神明之憑談」を「カムガカリ」と読む注記があるものの、『日本書紀』の憑依に関連する用例の中で、神の意思が表明されず、託宣的な要素を確認できない数少ない例であり、他の用例とは一線を画す。

【憑】の②は、【託】の①・②の直後に使用されている。同じ憑依に関連する用例でありながら、異なる文字を使用している点に着目したい。【託】の①・②はいずれも、使役の形で「とり憑かせる」と和訳する必要があるのに対し、【憑】の②は、そのまま「とり憑く」と和訳することが可能であり、両者は、厳密には同じではない。つまり、「託」と「憑」を意図的に使い分けた可能性がある。しかし、近接する用例ではないものの、【託】の⑤⑥⑧⑩は、いずれも【憑】の②と同じ用法で「とり憑く」と和訳することが可能であるため、結論を急ぐことはできない。

また、『日本書紀』を概観すると、憑依を表す語として、他に「著」が三例、「着」が二例あり、明確な使い分けを見出すことは容易ではない。使用される文字に統一性がないのは、巻によって担当者が異なるためとも考えられるし、引用した史料を反映している可能性も忘れてはならない。

同時代に成立した、『古事記』『風土記』『日本書紀』を通して、憑依に関連する「託」の用例は十一例あるのに対し、「憑」はわずかに二例であり、「著(着)」も五例にとどまる。現存する資料に基づく限りにおいては、憑依を表す語として複数の選択肢があった中で、「託」が最も選ばれていたことがうかがわれる。そして、時代を下った『日本書異記』においては、「託」に一元化されているのである。

### ◆『万葉集』

#### 【託】四例

① 笠女郎贈大伴宿禰家持歌三首

託馬野 生流紫 衣尔染 未服而 色尔出来(三九五番)〔<sup>227</sup>〕

5)

笠女郎が大伴宿禰家持に贈る歌三首

託馬野つくまのに 生ふる紫草むらさき 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり  
〔<sup>227</sup>・3〕

② 従来厭離此穢土 本願託生彼淨刹 (七九四番・詞) 〔<sup>22</sup>・17〕

従来むかしよりこの穢土みじを厭離せり、本願生をその淨刹に託せむ。〔<sup>24</sup>・2〕

③ 余託根遥嶋之崇巒、晞幹九陽之休光。(八一〇番・詞) 〔<sup>34</sup>・14〕

余われ、根ねを遥島たかの崇巒みねに託つけ、幹からを九陽うらの休やすしき光ひかりに晞さらす。〔<sup>34</sup>・9〕

④ 騁思非常、託情有理。七步成章、数篇滿紙。(三九七三番・詞) 〔<sup>4</sup>187・5〕

思しひを非常ひじょうに騁しせ、情じやうを有理りやうに託よす。七步しちほにして章しやうを成なりし、数篇すうへん紙しに滿みち。〔<sup>4</sup>188・1〕

▼①は、固有名詞における使用例である。その他の②～④は、いずれも「頼る」「身を寄せる」などの意味で、「とり憑く」の意味は確認できなかった。

#### 【憑】十二例

① 四方之人乃 大船之 思憑而 天水 仰而待尔 何方尔 御念食可

由縁母無 真弓乃岡尔 宮柱 太布座 御在香乎 高知座而(一六七番) 〔<sup>118</sup>・21〕

四方の人の 大船の 思しひ頼たのみて 天つ水 仰うぎて待まちつに いかさまに 思しほしめせか つれもなき 真弓の岡に 宮柱 太敷たぢきいま

し みあらかを 高知りまして 〔<sup>㉑</sup>119・10〕

②後毛将相等 大船之 思憑而 玉蜻 磐垣淵之 隱耳 恋管在尔

(110七番) 〔<sup>㉑</sup>138・19〕

後も逢はむと 大船の 思ひ頼みし 玉かぎる 磐垣淵の 隠りの

み 恋ひつゝあるこ 〔<sup>㉑</sup>139・4〕

③憑有之 人乃尽 草枕 客有間尔 佐保河平 朝河渡 春日野平

背向尔見乍 足氷木乃 山辺乎指而 晚闌跡 隱益去礼 (四六〇番) 〔<sup>㉑</sup>253・2〕

頼めりし 人のこといと 草枕 旅なる間に 佐保川を 朝川渡り

春日野を そがひに見つゝ あしひきの 山辺をさして 夕闌と

隠りましぬれ 〔<sup>㉑</sup>253・10〕

④ 悲緒未息、更作歌五首

如是耳 有家留物乎 妹毛吾毛 如千歳 憑有来 (四七〇番) 〔<sup>㉑</sup>258・11〕

悲緒未だ息ま<sup>よ</sup>ず、更に作る歌五首

かくのみに ありけるものを 妹も我も 千歳のいごとく 頼みたり

けり 〔<sup>㉑</sup>258・7〕

⑤天地与 弥遠長尔 万代尔 如此毛欲得跡 憑有之 皇子乃御門乃

五月蠅成 驟駢舍人者 (四七八番) 〔<sup>㉑</sup>261・11〕

天地と いや遠長に 万代に かくしもがもと 頼めりし 皇子の

御門の 五月蠅なす 騒く舍人は 〔<sup>㉑</sup>261・9〕

⑥大伴之 名負鞞帯而 万代尔 憑之心 何所可将寄 (四八〇番) 〔<sup>㉑</sup>262・13〕

大伴の 名に負ふ鞞帯びて 万代に 頼みし心 いづくか寄せむ

〔<sup>㉑</sup>262・8〕

⑦何時可毛 比等々奈理伊弓天 安志家口毛 与家久母見武登 大船

乃 於毛比多能無尔 於毛波奴尔 横風乃 尔布敷可尔 (九〇四番)

〔<sup>㉑</sup>93・5〕

いししかも 人となり出でて 悪しけくも 良けくも見むと 大船

の 思ひ頼むに 思はぬに 横しま風の にふふかに 〔<sup>㉑</sup>93・7〕

⑧ 献舍人皇子歌二首

垂乳根乃 母之命乃 言尔有者 年緒長 憑過武也 (一七七四番)

〔<sup>㉑</sup>432・9〕

舍人皇子に献る歌二首

たちねの 母の命の 言にあらば 年の緒長く 頼み過ぎむや

〔<sup>㉑</sup>432・6〕

⑨稚草乃 妻手枕迹 大舟乃 思憑而 滂来等六 其夫乃子我 荒珠

乃 年緒長 思来之 恋将尽 (二〇八九番) 〔<sup>㉑</sup>96・21〕

若草の 妻が手まくと 大船の 思ひ頼みて 漕ぎ来らむ その夫

の子が あらたまの 年の緒長く 思ひ来し 恋尽くすらむ 〔<sup>㉑</sup>97・4〕

⑩葛木之 其津彦真弓 荒木尔毛 憑也君之 吾之名告兼 (二六三九番) 〔<sup>㉑</sup>236・10〕

葛城の 其津彦真弓 荒木にも 頼めや君が 吾が名告りけむ

〔<sup>㉑</sup>236・5〕

⑪天雲乃 絶多比安 心有者 吾乎莫憑 待者苦毛 (三〇三一番) 〔<sup>㉑</sup>336・5〕

天雲の たゆたひ易き 心あらば 我をな頼めそ 待たば苦しむ

〔<sup>㉑</sup>336・3〕

⑫此月者 君将来跡 大舟之 思憑而 何時可登 吾待居者 黄葉之

〔<sup>㉑</sup>336・3〕

君将来跡 大舟之 思憑而 何時可登 吾待居者 黄葉之

〔<sup>㉑</sup>336・3〕

過行跡 玉梓之 使之云者 (三三四四番) [450・11]

この月は 君来まさむと 大船の 思ひ頼みて、いつしかと 我が  
待ち居れば もみち葉の 過ぎて去にきと 玉梓の 使ひの言へば  
[450・6]

▼全て「頼る」「あてにする」などの意味であり、「とり憑く」の意味は確認できなかった。①・②・⑦・⑨・⑫は、いずれも「オオブネノオモヒタノミテ(ムニ)」という定型句であり、⑦が万葉仮名表記であることから、その他の漢字表記の訓を確定することができる。当時、和語「タノム」に漢字「憑」をあてていたことは、間違いないようである。

また、「憑」は全て和歌中で使用されているのに対し、「託」は地名の一部として使用されている①を除くと、和歌中には見られない。

### ◆『続日本紀』

【託】十四例

①詔曰、朕以菲薄之躬、託于王公之上。(卷三・文武天皇慶雲二年四月) [84・7]

詔して曰はく、朕菲薄の躬を以て、王公の上に託けり。 [85・9]

②侵没百姓、請託公施、肆行奸猾、以求名官(卷五・元明天皇和銅五年五月) [180・5]

百姓を侵没して公施に請託し、肆に奸猾を行ひて名官を求め、  
[181・6]

③多槻嶋熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人、賜多槻後国造姓。(卷十一・聖武天皇天平五年六月) [270・8]

多槻嶋熊毛郡大領外從七位下安志託ら十一人に多槻後国造の姓を賜ふ。 [271・10]

④正六位上託陶真玉(卷十六・聖武天皇天平十七年四月) [6・11]

正六位上託陶真玉 [7・13]

⑤八幡大神託宣向京。(卷十七・孝謙天皇天平勝宝元年十一月) [94・

9]

八幡大神、託宣して京に向ふ。 [95・8]

⑥八幡大神託宣曰、(卷十九・孝謙天皇天平勝宝七年三月) [152・

10]

八幡大神託宣して曰はく、 [153・10]

⑦神吾不願矯託神命。(卷十九・孝謙天皇天平勝宝七年三月) [152・

10]

神吾神命を矯り託ぐることを願はず。 [153・10]

⑧民間或有仮託亡魂、浮言紛紜、擾乱郷邑者、不論轻重、皆与同罪。

(卷二十・孝謙天皇・天平宝字元年七月) [212・1]

民間、或は仮りて亡魂に託して、浮言紛紜として、郷邑を擾し乱す者有らば、軽重を論せず、皆、与同罪。 [213・1]

⑨如聞、頃年、諸国博士・医師、多非其才、託請得選。(卷二十・孝

謙天皇・天平宝字元年十一月) [236・1]

如聞らく、「頃年、諸国の博士・医師、多くその才に非ねども託請して選を得」べきべ。 [237・1]

⑩臣等己比伎婢企是託彼尔依豆頌尔无礼心平念横乃謀構。(卷三十・称徳天皇神護景雲二年十月) [256・11]

臣等は己がひきひき是に託き彼に依りつつ頑に无礼き心を念ひて



横の謀を構ふ。〔257・12〕

⑪又諸国々師、諸寺鎮・三綱、及受講復者、不顧罪福、專事請託。(卷三十六・光仁天皇宝龜十一年正月) 〔126・7〕

また、諸国の国師と、諸寺の鎮・三綱と、講復を受くる者と、罪福を顧みずして、專に請託を事とす。〔127・9〕

⑫如聞、比来無知百姓、構合巫覡、妄崇淫祀、芻狗之設、符書之類、百方作怪、填溢街路。託事求福、還涉厭魅。(卷三十六・光仁天皇宝龜十一年十二月) 〔164・12〕

如聞らく、「比来、無知の百姓、巫覡を構合ひて妄に淫祀を崇め、芻狗の設、符書の類、百方に怪を作して街路に填ち溢る。事に託せて福を求め、還りて厭魅に涉る」云々。〔165・14〕

⑬但神司妄認良民、規為神賤、仮託靈異、侵擾朝章。(卷三十六・光仁天皇宝龜十一年十二月) 〔166・5〕

但し、神司、妄に良民を認めて規りて神賤とし、靈異に仮託して朝章を侵し擾せり。〔167・5〕

⑭放縱子弟、請託公行。(卷三十九・桓武天皇延暦五年四月) 〔366・10〕

子弟を放縱にして、請託公に行はる。〔367・12〕

▼⑤・⑥の「託宣」は、憑依に関連する用例ではあるが、「託」を「とり憑く」の意味と解釈するか、「言葉を託す」の意味と解釈するかが問題である。

②・⑨・⑪・⑭の「請託(託請)」は、私事を頼みこむ意味で、漢籍においても、権力に擦り寄り、利権をむさぼる者を批判する際に使

用されることが多い。⑩の「託」も、同様に「権力に擦り寄る」という文脈で使用されている。⑦の「矯託」と、⑧・⑬の「仮託」は、いずれも「口実にする(かこつける)」の意味であり、真実を口実にしているのではなく、嘘偽りをでっちあげている例である。⑫も「幸福を求めることをたのんで、呪術に関わりあっている」という、批判的な内容である。固有名詞の③・④と、⑤・⑥の「託宣」を除外すると、十例中、九例がネガティブな文脈で使用されていることになる。残る①は、漢籍に散見される用法で、君主が「私は至らぬ者でありながら、諸侯の上に身を置いている」と謙遜する表現である。

#### 【憑】十一例

①其北道蝦狄、遠憑阻險、実縱狂心、屢驚辺境。(卷五・元明天皇和銅五年九月) 〔186・10〕

その北道の蝦狄、遠く阻險を憑みて、実に狂心を縱にし、屢邊境を驚かす。〔187・11〕

②故皇子命宮檢括飼丁之使、誤認乱等、為飼丁焉。於理斟酌、何足憑拠。請、従良色。(卷六・元明天皇和銅六年五月) 〔200・4〕

故皇子命宮の飼丁を檢括せし使、乱らを誤り認めて飼丁としき。理によりて斟酌するに、何ぞ憑拠るに足らむ。請ふ、良の色に従はむことを。〔201・4〕

③朕虔承宝位、仰憑霄構。(卷八・元正天皇養老二年十二月) 〔248・11〕

朕、虔みて宝位を承け、仰ぎて霄構に憑る。〔249・13〕

④除冤祈祥、必憑幽冥、敬神尊仏、清浄為先。(卷九・聖武天皇神龜

二年七月) [2160・6]

冤を除き、祥を祈ることは、必ず幽冥に憑り、神を敬ひ仏を尊ぶることは、清浄を先とす。 [2161・7]

⑤憑此眞福、冀除災異焉。(卷九・聖武天皇神龜二年九月) [2162・6]

この眞福に憑りて、冀はくは災異を除かむことを。 [2163・8]

⑥庶欲博採嘉言、傍詢妙略、馮衆智而益國、挾群明以利人。(卷二十一・淳仁天皇天平宝字三年五月) [310・4]

庶はくは、博く嘉言を採り、傍く妙略を詢りて、衆智に馮りて國を益し、群明に挾りて人を利せむと欲ふ。 [311・5]

⑦頃者、風雨不調、頻年飢荒。欲救此禍、唯憑冥助。(卷三十二・光

仁天皇宝龜三年十一月) [392・16]

頃者、風雨調はず、頻年飢荒す。この禍を救はむと欲ひ、唯に冥助を憑む。 [393・14]

⑧増益福田、憑釈教之弘濟、光隆國祚、資大悲之神功。(卷三十二・

光仁天皇宝龜四年十二月) [416・1]

福田を増益することは、釈教の弘濟に憑り、國祚を光隆することは、大悲の神功に資る。 [417・1]

⑨其摩訶般若波羅蜜者、諸仏之母也。天子念之、則兵革災害、不入國中。庶人念之、則疾疫厲鬼、不入家内。思欲憑此慈悲、救彼短折。

(卷三十三・光仁天皇宝龜五年四月) [430・10]

其れ摩訶般若波羅蜜は諸仏の母なり。天子これを念すれば、兵革災害は国の中に入らず。庶人これを念すれば、疾疫厲鬼は家の内に入らず。この慈悲に憑りて、彼の短折を救はむと思欲す。 [431・

11]

⑩陸奥国遠山村者、地之險阻、夷俘所憑。(卷三十三・光仁天皇宝龜五年十月) [442・8]

陸奥国遠山村は地これ險阻にして夷俘の憑る所なり。 [443・9]

⑪己等挾憑官威、久居城下。(卷三十六・光仁天皇宝龜十一年八月)

[54・3]

己ら官威に挾憑みて久しく城の下に居り。 [55・3]

▼全ての用例が「頼る」や「あてにする」などの意味であり、「とり憑く」の意味は確認できなかった。

「憑」は、「託」とは異なり、批判的な文脈で使用される例が少なく、権力者に私事を頼みこむ意味や、「口実にする(かこつける)」などの意味で使用される例は見当たらない。まず、④・⑤・⑦・⑨は、いずれも神仏の力を頼りとする意味である。次に、③は、天皇が自らの治世を「私は、天のしくみを仰ぎ頼って世を治めてきた」と振り返る内容であるし、⑥は、「たぐさんの知恵に頼って国を豊かにする」という内容である。また、⑪は、民が「朝廷の威光を頼りとして、城下に暮らしております」と朝廷への恭順を表明する内容である。これに類似する用例として、『日本書紀』【憑】の⑤を挙げることができる。

例外は①・⑩の二例であり、「逆賊が険しい地形を頼みにして、朝廷に逆らう」という批判的な文脈に使用されている。これは『日本書紀』【憑】の④と同じ用法で、漢籍にも散見される。

#### ◆『日本書紀』

【託】十三例

- ①寧託悪鬼雖多濫言、而與持經者不可誹謗。能護口業矣。(上卷第九緣) [75・9]
- 寧ろ悪鬼に託ひて、多濫りて言ふと雖も、持經者をは誹謗るべからず。能く口業を護れ。[74・12]
- ②葛木峯一語主大神、託讒之曰、「役優婆塞謀將傾天皇」。(上卷第二十八緣) [93・10]
- 葛木の峯の一語主の大神、託讒ちて曰さく、「役の優婆塞、謀して天皇を傾けむとす」とまうす。[91・10]
- ③母瞻子面答之曰、「何故然言。若汝託鬼耶」。(中卷第三緣) [128・10]
- 母、子の面を瞻りて答へて曰はく、「何の故にか然言ふ。若し、汝、鬼に託ぐるにや」といふ。[126・13]
- ④仰天哭願、「吾子者託物為事。非實現心。願免罪呪」。(中卷第三緣) [128・16]
- 天を仰ぎて哭きて、願はくは、「吾が子は物に託ひて事を為せり。実の現し心には非ず。願はくは罪を免し呪へ」といふ。[127・9]
- ⑤父母愁言、「汝子唯一子、何誑託故、作不能語」。(中卷第十二緣) [158・18]
- 父母愁へて言はく、「汝は子の唯一子なるに、何に誑され託かれたるが故に、能はぬ語を作せる」といふ。[157・9]
- ⑥託卜者曰、「我身莫燒。七日置之」。随卜者語、自山荷出、置之於外、唯待期日。(中卷第十六緣) [171・11]
- 卜者に託ひて曰はく、「我が身を焼くこと莫れ。七日置け」といふ。

卜者の語に随ひ、山より荷ひ出して、之を外に置き、唯期りし日を待つ。[169・8]

⑦隣家室曰、「痴孃子哉。若託鬼耶。我不知也」。(中卷第三十四緣) [222・7]

隣の家室曰はく、「痴なる孃子なるかな。若し、鬼に託へるか。我は知らず」といふ。[220・12]

⑧甘嗜名利殺生、疑託鬼之人抱毒蛇。(下卷序) [244・11]

名利を甘シヒ嗜みて生を殺すは、鬼に託へる人の毒ある蛇を抱かむが疑し。[242・2]

⑨病者託曰、「我是狐矣。無用不伏。禪師莫強」。(下卷第一緣) [251・15]

病者託ひて曰はく、「我は是れ狐なり。無用に伏せじ。禪師、強ふる」といふ。[250・6]

⑩是郡部内有大神。名曰伊奈婆。託卜者言、「其産二石、是我子」。(下卷第三十一緣) [333・10]

是の郡の部内に大神有り。名は伊奈婆と曰ふ。卜者に託ひて言はく、「其の産める二つの石は、是は我が子なり」といふ。[333・1]

⑪時病者託言、「我永手也。我令仆乎法花寺幢、後西大寺八角塔成四角、七層減五層也。由此罪、召我於閻羅王闕、令抱火柱、以挫釘打立我手於、而問打拍」。(下卷第三十六緣) [347・15]

時に、病者託ひて言はく、「我は永手なり。我、法花寺の幢を仆さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層に減じき。此の罪に由りて、我を閻羅王の闕に召し、火の柱を抱かして、挫釘を以て我が手の於に打ち立てて、問ひ打ち拍つ。[346・8]

⑫神靈託卜者言、「我必宿於日本国王之夫人丹治比嬖女之胎、将生子。吾面顯著生以、知虚実耳」。(下卷第三十九縁) [371・7]

神靈、卜者に託ひて言はく、「我、必ず日本の国王の夫人丹治比の嬖女の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面の顯著きて生れむを以て、虚実を知らまくのみ」といふ。 [367・11]

⑬大徳親王之靈、託卜者言、「我是善珠法師也。暫間生国王之子耳。為吾焼香供養」者矣。(下卷第三十九縁) [371・12]

大徳の親王の靈、卜者に託ひて言はく、「我は、是れ善珠法師なり。暫くの間、国王のみ子に生るらくのみ。吾が為に香を焼きて供養せよ」と者くり。 [368・5]

▲全て憑依に関連する用例である。

### 【憑】十例

①禪憑念觀音菩薩得現報縁 第六 (上卷第六縁) [47・12]

觀音菩薩を憑み念ぜしに禪りて、現報を得し縁 第六 [46・10]

②老師、遠学遭難。将帰无由。济渡憶聖、椅上禪威。(上卷第六縁) [48・5]

老師、遠く学びて難に遭ひき。歸らむとするに由無し。济度らむとして聖を憶ひ、椅の上にして威を禪む。 [47・9]

③三日之後、忽然火起、内外屋倉、一時皆焚。遂使其妻子等不能生活。瞻保无憑、餓寒而死。(上卷第二十三縁) [83・18]

三日の後に、忽然に火起りて、内外の屋倉、一時に皆焚けぬ。遂に其の妻子等をして生活くること能はざらしめき。瞻保、憑るところ

无く、餓多寒いて死にき。 [82・15]

④後天皇聞之、遣使捕其人等。時男女十余人、皆遭其難。身单心慄、无所憑恃。(上卷第三十二) [105・11]

後に、天皇聞しめして、使を遣はして其の人等を捕へしめたまふ。時に男女十余人、皆其の難に遭ひぬ。身单ヒ心慄り、憑恃む所無し。 [104・8]

⑤絹衣十盗人所取、憑妙見菩薩而祈願之。(上卷第三十四縁) [108・10]

絹の衣十ひきを盗人に取られ、妙見菩薩に憑りて祈り願ひき。 [108・1]

⑥孤嬖女憑敬觀音銅像示奇表得現報縁 第卅四 (中卷第三十四) [221・4]

孤の嬖女の、觀音の銅像を憑り敬ひしときに、奇しき表を示して、現報を得し縁 第三十四 [218・1]

⑦極窮女憑敬千手觀音像願福分以得大富縁 第四十二 (中卷第四十二縁) [238・1]

極めて窮れる女の、千手觀音の像を憑み敬ひて、福分を願ひ、以て大富を得し縁 第四十二 [236・4]

⑧沙門憑願十一面觀世音像得現報縁 第三 (下卷第三縁) [253・13]

沙門の十一面觀世音の像に憑り願ひて、現報を得し縁 第三 [252・9]

⑨用網漁夫值海中難憑願妙見菩薩得全命縁 第卅二 (下卷第三十二縁) [334・14]

網を用ひて漁せし夫の、海中の難に値ひ、妙見菩薩を憑み願ひて、

命を全くすること得し縁 第三十一 [333・13]

⑩凡憑仏法、修行大意、救他活命。今我寿施病者代身。(下巻第三十

六縁) [347・13]

凡そ仏法に憑りて、修行する大意は、他の活ける命を救はむとなり。

今我が寿を病者の代身に施さむ。 [346・4]

▼①・②・④～⑩は、全て「頼る」「あてにする」などと和訳することのできる用例であり、しかも、頼りとする対象は仏教である。『続日本紀』においても、「憑」十一例中、五例が神仏を頼る内容であったことを思い合わせると、「憑」の文字を使用する際の、一つの傾向が見えてくるようである。唯一の例外は③で、火災によって主人公が身の抛り所を失うという内容である。

### 三 おわりに

以上、作品ごとに「託」と「憑」の用例を掲げ、簡単な考察を加えた。上代における用例の分布を概観することで、いくつかの興味深い傾向が見えてきたが、それらについては、今後の研究の課題としたい。

(ふじさき ゆうじ・本学大学院博士後期課程)